



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 6 2 9 号 令和 5 年 9 月 2 2 日発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
4 3 2	令和 5 年度自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場等を告示する件	とくしまゼロ作戦課
4 3 3	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった件	環境管理課
4 3 4	同	同
4 3 5	森林管理重点地域の指定をする件	森林整備課

徳島県告示第四百三十二号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第一百四十四条、第一百七条第一項及び
第一百八条の規定により、令和五年度の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官
候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

令和五年九月二十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 募集期限、試験期日及び試験種目

男子及び女子の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

試験回	募集期限	試験期日	試験種目
第四回	令和五年十月六日（金曜日）まで	令和五年十月二十二日（日曜日）	筆記試験、口述試験、適性検査、身体検査及び経歴評定

備考

1 筆記試験及び適性検査については、試験期日前にインターネットを利用する方法により受験するものとする。

2 筆記試験は、国語（作文を含む。）、数学、地理歴史及び公民につき、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める高等学校卒業程度の学力について試験するものとする。

二 試験場

男子及び女子の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

試験回	名 称	位 置
第四回	海上自衛隊徳島航空基地	板野郡松茂町住吉字住吉開拓三八

三 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の初日現在で十八歳以上三十三歳未満の者で、学校教育法に定める高等学校卒業程度以上の学力を有し、かつ、次のいずれにも該当しないもの
1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

2 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
3 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 採用予定月

令和六年三月又は四月

五 志願票の受領及び提出先

志願票は、各市役所若しくは各町村役場又は自衛隊徳島地方協力本部若しくはその出

張所等で受領し、提出すること。

徳島県告示第四百三十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和五年九月二十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 申請の概要

1 申請者

名 称 佐藤工業株式会社 四国営業所 下大野トンネル作業所
住 所 阿南市下大野町渡り上り五二二―一
代表者 監理技術者・現場代理人 山本茂夫

2 工場又は事業場

名 称 令和四―六年度桑野道路下大野トンネル工事
所在地 阿南市下大野町五反畑地内

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第五十五号に規定する生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント

4 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県危機管理環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間

令和五年九月二十二日から
令和五年十月十三日まで

2 場所

徳島県危機管理環境部環境管理課及び阿南市市民部環境保全課

徳島県告示第四百三十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和五年九月二十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 申請の概要

1 申請者

名 称 前田建設工業株式会社 関西支店
住 所 大阪市中央区久太郎町二丁目五番三〇号
代表者 常務執行役員支店長 坂口伸也

2 工場又は事業場

名 称 令和四―六年度福井道路新野トンネル工事
所在地 阿南市新野町東山

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第五十五号に規定する生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント

4 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県危機管理環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間

令和五年九月二十二日から
令和五年十月十三日まで

2 場所

徳島県危機管理環境部環境管理課及び阿南市市民部環境保全課

徳島県告示第四百三十五号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十四条第一項の規定に基づき、森林管理重点地域として次のとおり指定する。

令和五年九月二十二日

徳島県知事 後藤 田 正 純

一 指定の種別

第一種森林管理重点地域

二 指定の区域

吉野川市美郷字大鹿二二四の一及び二二四の二